

福島県知事

内堀雅雄様

要望書

令和7年12月22日

福島県商工会議所連合会

会長 渡邊博美

福島商工会議所
会頭 渡邊博美

会津若松商工会議所
会頭 渋川恵男

白河商工会議所
会頭 鈴木俊雄

会津喜多方商工会議所
会頭 佐藤富次郎

須賀川商工会議所
会頭 菊地大介

郡山商工会議所
会頭 今泉守頭

いわき商工会議所
会頭 正木好男

原町商工会議所
会頭 遠藤充洋

相馬商工会議所
会頭 草野清貴

二本松商工会議所
会頭 菅野京一

目 次

※新規項目

■福島県商工会議所連合会

I. 原子力災害及び頻発する自然災害の克服と県内産業の復興・再生に向けた支援強化(P 5 ～P 9)

1. 第3期復興・創生期間での予算措置をはじめとした十分な支援の継続
2. 事業再建・自立に向けた各種支援策の継続・拡充及び住民の帰還促進
3. 原子力災害の完全収束に向けた取組み
4. 風評被害払拭に向けた取組みの強化
5. 原発事故損害賠償の確実かつ完全な実施
6. 福島イノベーション・コースト構想、福島国際研究教育機構（エフレイ）等の推進・拡充
7. 真の復興に向けたインフラの整備促進と国土強靱化に関する事業予算の確保
8. 頻発する自然災害からの復旧・復興支援と中小企業強靱化・事業継続力強化の更なる推進

II. 商工会議所の経営支援体制の維持・強化(P 1 0)

III. 中小企業・小規模事業者支援対策の拡充強化(P 1 1 ～P 1 4)

1. 物価・エネルギー高騰対策の推進
- ※2. 地方の人口減少に対する人口流出・流入対策の推進
- ※3. 中小企業・小規模事業者の人材確保・育成・定着支援の強化
4. 最低賃金上昇に伴う人件費高騰に対する支援
5. 制度資金の充実・強化
6. インボイス制度に伴う免税事業者の事業継続
7. デジタル人材育成事業の拡充
- ※8. 観光産業等に対する支援施策の拡充

■福島商工会議所(P 1 5)

1. 霊山 I C から福島市内を通り国道 1 1 5 号に至る新たなルートの整備促進
2. 経営支援体制の維持・強化について

■郡山商工会議所(P 1 6)

- ※ 1. コンベンション主催団体に向けた支援施策の充実について

■会津若松商工会議所(P 1 6 ~ 1 7)

1. 会津地域への多機能型県営武道館の建設について
- ※ 2. 会津縦貫道の整備促進について
3. 霊山 I C から福島市内を通り国道 1 1 5 号に至る新たなルートの整備促進

■いわき商工会議所(P 1 7)

- ※ 1. 関係人口の創出と拡大について
2. 小名浜港の機能高度化について

■白河商工会議所(P 1 8 ~ P 1 9)

1. 国道 294 号白河バイパスと国道 289 号交差点から以南(白坂地区方面)の早期道路整備促進について
- ※ 2. 国道 289 号(国道 294 号交差点~関辺松並地内)の 4 車線化の早期実現について
3. 県南地域の救急医療体制の整備拡充について
- ※ 4. 地域内人材確保対策及び若者還流対策への予算措置について

■原町商工会議所(P 2 0 ~ P 2 1)

1. 事業所存続のための事業環境の整備
2. 浜通り交通網の充実
3. A L P S 処理水の海洋放出を背景とした風評被害対策

■会津喜多方商工会議所(P 2 1 ~P 2 2)

1. 国道121号(喜多方~米沢間)の高規格道路整備促進について
2. 福島県産小麦「夏黄金」の早期普及への支援について
3. 霊山ICから福島市内を通り国道115号に至る新たなルートの整備促進

■相馬商工会議所(P 2 2 ~P 2 3)

1. 相馬福島道路から主要施設までのアクセス道の整備促進について
2. 常磐自動車道(広野IC~山元IC間)の早期全線4車線化について
3. JR常磐線相馬駅の東改札口設置並びに観光臨時列車の運行について
4. ALPS処理水海洋放出に関する政府・東京電力への要望について

■須賀川商工会議所(P 2 4 ~P 2 5)

1. 福島・台湾便定期就航に伴う本市観光振興に向けた市街地経由の2次交通アクセスの整備等について
2. 経営支援体制の強化について

■二本松商工会議所(P 2 5 ~P 2 6)

1. 安達太良山登山道の整備について
2. 県道岳温泉線の歩道整備について

I. 原子力災害及び頻発する自然災害の克服と県内産業の復興・再生に向けた支援強化

1. 第3期復興・創生期間での予算措置をはじめとした十分な支援の継続

東日本大震災並びに福島第一原発事故から14年が経過し、本県の復興は着実に進んでいるものの、東電による賠償金問題、根強く残る風評と風化、震災関連・コロナ禍の借入金返済、人手不足、原材料不足や賃上げによる経営圧迫など、零細・中小企業業者を取り巻く環境は未だ厳しい。中小・小規模事業者は難局に直面している。

さらに、福島第一原発の廃炉は30年にわたる長期間の課題であることから、国が定める「第3期復興・創生期間」でも引き続き十分かつ安定的な制度・財源を確保し、本県の復興・再生を後押し頂けるよう国に対し強く働きかけていただきますよう要望します。

- (1) 「第3期復興・創生期間」における本県における復旧・復興の取り組みへの継続支援並びに必要な予算確保、長期にわたる復興・再生への支援拡充
- (2) 東日本大震災復興特別区域法に基づく復興特区制度（税制・金融・規制緩和等）の継続

2. 事業再建・自立に向けた各種支援策の継続・拡充及び住民の帰還促進

政府は、被災12市町村の被災事業所の事業再建・自立に向けた支援施策を集中的に展開し、原子力災害により生じた損害の解消を図る方針を示しています。

しかしながら、復興需要の減退や深刻な人手不足に加え、本県特有の問題である風評被害など、県内企業を取り巻く状況は依然として厳しいことから、被災12市町村に留まらず県内全域の中小・小規模事業者が将来にわたって事業継続できるよう、事業再建をはじめ新たな販路開拓や新規事業の立ち上げ、人材確保の支援など、自立に向けた取組みの拡充を図ることが必要不可欠であります。また、被災12市町村の住民帰還率は低く、生活関連事業者は厳しい経営環境に置かれているため、更なる住民の帰還促進及び新規居住の促進を図ることが必要です。

については、第3期復興・創生期間においても国に対して復興財源の確実な支援継続措置を図るよう強く働きかけていただきますとともに、県内全域の被災中小企業・小規模事業者の経営努力を後押しするために、次の補助事業を継続・拡充下さいますよう要望します。

- (1) 「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」の継続・拡充
- (2) 中小企業等復旧・復興支援事業の継続
- (3) 多重債務を抱える被災事業者の負担軽減に向けた支援措置の継続・拡充

- (4) 福島県事業再開・帰還促進事業の継続
- (5) 産業復興中小企業等支援税制の継続・延長
- (6) 被災地域における生活関連事業者の商圏形成に向けた移住・定住促進対策の推進
- (7) 被災地域における事業承継に向けた支援措置の継続・拡充
- (8) 特定復興再生拠点区域の整備促進

3. 原子力災害の完全収束に向けた取組み

本県の復興にとって最大の課題である原発事故の収束は十分に進展しておらず、廃炉や汚染水及び処理水対策等多くの課題を抱えております。

つきましては、一日も早い原発事故の収束と廃炉に向け、次の事項について国と東京電力に対し強く働きかけていただきますよう要望します。

- (1) 県内原発の廃炉作業に向けた取組みの安全かつ着実な進展
- (2) 迅速、正確かつ分かりやすい情報開示
- (3) 中間貯蔵施設の県外最終処分に向けた国民理解の促進とステップの着実な進展
- (4) 放射線の高い場所の追加除染等、地域再生のための除染対策の徹底

4. 風評被害払拭に向けた取組みの強化

福島県は、東日本大震災から14年以上が経過した今も一部の国で福島県産農林水産物の輸入規制が続き、県内への観光客数や教育旅行受入数も震災前の水準には回復していないなど、県内の農林水産業や観光業等を中心に依然として風評被害が継続しています。

つきましては、国等と一層の連携を図り、風評被害払拭、諸外国の輸入規制の早期全面解除並びに失われた販路の回復や開拓に向けて次の事項を要望します。

- (1) 国内外における放射能と食品の安全性についてのリスクコミュニケーションの推進と本県に関する正しい情報発信の強化
- (2) ALPS処理水海洋放出への的確な対応ならびに風評対策の徹底
- (3) 県産食品に対する輸入規制の全面解除に向けた取組みの強化
- (4) 販路回復や新規販路の開拓に係る支援策の更なる充実

5. 原発事故損害賠償の確実かつ完全な実施

東京電力は、原発事故との相当因果関係が認められる場合やALPS処理水の海洋放出に伴う被害が発生した場合は、適切に賠償するとしています。

しかし、一括賠償後の追加賠償請求に対する支払いが認められたケースは、極めて少ないのが実情です。

ついては、新たな被害を含めた損害賠償を迅速かつ適切に実施させるため、東京電力に対して次のとおり強い指導を行うよう要望します。

(1) 商工業等の営業損害に係る賠償

- ① すべての被害者に対して公平な請求機会を確保するため、原子力損害賠償紛争解決センターがまとめた「原子力損害賠償事例集（追補版）」の更なる周知と、被害事業者に対する分かりやすい丁寧な説明の実施
- ② 風評被害の影響が大きい食品や旅館、ホテル等の商工業者において、一時的に売上が増加しその後風評により震災前より売上が減少に転じて営業損害が発生している場合には、農林業と同様に一定期間を平均した損益で算定するなど、適切な賠償の実施
- ③ 相当因果関係の確認について、一括賠償請求時の提出書類を最大限活用するなど手続きの簡素化の促進と、記載例の作成、様式を記載しやすくするなど、被害事業者の負担軽減の促進

(2) ALPS処理水の海洋放出に係る賠償

- ① ALPS処理水の賠償基準業種として示された、漁業、農業、水産加工業・水産卸売業、観光業以外のあらゆる業種における損害の範囲を幅広く捉えた賠償の実施
- ② 損害額の算定方法について、ALPS処理水放出後、突発的に被害が出る可能性がある為、基準年について放出前年、放出前複数年平均のみとはせず放出前数年から放出完了までの期間とするなど、放出後の影響も想定した柔軟な賠償基準の設定

6. 福島イノベーション・コースト構想、福島国際研究教育機構（エフレイ）等の推進・拡充

廃炉やロボット技術に関連する研究開発やエネルギー関連産業の集積等を通じて浜通りの産業・雇用の再生を目指す「福島イノベーション・コースト構想」、及び本県をはじめ東北の復興を実現させる、日本の科学技術力・産業競争力の強化に貢献する、世界に冠たる「創造的復興」の中核拠点としての福島国際研究教育機構の推進に伴う県内企業の再生や雇用創出に向けて次の事項を要望します。

- (1) 構想への県内企業の参入に対する予算措置を含めた積極的な支援
- (2) 原子力災害に見舞われた本県の復興・創生に向け、福島イノベーション・コースト構想の研究施設等の連携を重視した福島国際研究教育機構（エフレイ）の拡充強化及び取組・研究内容の県内全域への理解促進
- (3) 福島ロボットテストフィールドの活用促進支援
- (4) 県内全域が水素社会のモデル拠点となるための新たな水素ステーションの設置促進及び福島水素エネルギー研究フィールドの活用促進
- (5) いわき市へのバッテリー関連産業の誘致、集積を目的とする「バッテリーバレー構想」に対する支援

7. 真の復興に向けたインフラの整備促進と国土強靱化に関する事業予算の確保

本県が真の復興に向けてさらに前進するためには、インフラ整備が必要不可欠であり、災害発生時のバックアップ機能を兼ね備えた広域ネットワークの重点整備と国における東北の観光復興の方針に合わせた、インフラ整備には早急に取り組む必要があります。

つきましては、県内のインフラ整備に合わせた令和4年福島県沖地震による被害個所の早期復旧と国土強靱化に関する事業予算の確保に関しまして次の事項を要望します。

(1) 幹線道路等

- ① 常磐自動車道県内区間の早期全線4車線化
- ② 磐越自動車道（会津若松IC－新潟IC間）の早期全線4車線化
- ③ 会津縦貫南道路の整備促進
- ④ 国道4号の県内4車線化
- ⑤ 国道6号の県内4車線化及び勿来バイパスの早期開通
- ⑥ 霊山ICから福島市内を通り国道115号に至る新たなルートの整備促進
- ⑦ 国道115号相馬南バイパスの4車線化
- ⑧ 国道13号福島西道路の南進の着実かつ早急な供用
- ⑨ 国道288号富久山バイパスの早期完成並びに全線開通
- ⑩ 県道12号線（原町－川俣間）の整備促進
- ⑪ 県道相馬新地線はじめ相馬市内の福島県が管理する幹線道路の早期復旧

(2) 鉄 道

- ① JR常磐線沿線の被災12市町村の住民及び商工業者の利便性（首都圏への移動）向上を図る運行ダイヤの実現
- ② JR常磐線（仙台－原ノ町間）における速達性向上に資する快速列車等の運行
- ③ 観光路線を兼ねたJR只見線の持続的運行の整備促進

(3) 港 湾

- ① 相馬港・小名浜港の港湾機能の強化と強靱化
- ② 小名浜港東港地区国際物流ターミナルの利用促進
- ③ 福島県沖地震により被害を受けた相馬港埠頭の早期復旧

(4) 空 港

- ① 福島空港の機能拡充・強化
 - ア. 福島空港から新幹線停車駅までの軌道系アクセスや交通結節点となる中核都市への高規格道路による二次交通の整備促進
 - イ. 福島空港の広域防災拠点化並びに利用促進に向けた福島空港公園（緑のスポーツエリア）における陸上競技場などのスポーツ施設の整備

② 定期線の復活・新設

- ア. 福島空港の国際定期線（ソウル線及び上海線）の早期再開並びに親日国であるベトナム・台湾をはじめとするアジア各国・地域との国際定期線の新設
- イ. 福島空港の国内定期線（札幌線・大阪線）の充実及び沖縄線の復活を含む国内定期線の新設

8. 頻発する自然災害からの復旧・復興支援と中小企業強靱化・事業継続力強化の更なる推進

令和元年東日本台風及びその後の豪雨災害等、近年は台風・洪水等の気象災害が激甚化・頻発化する傾向にあり、また、令和4年3月の福島県沖地震等大規模地震も頻発しております。

つきましては、来たるべき災害に備え、地域経済を支え、地域コミュニティの維持に不可欠な中小企業・小規模事業者の経営力の強靱化を強力に支援し、被災企業が継続して事業を行えるよう次の事項を要望します

- (1) 復興後の経済発展を見据えた予算の継続
- (2) 被災者支援補助事業の申請及びその後の事業報告に係る提出書類の簡素化
- (3) 被災事業者に対する資金繰り支援や災害融資制度の拡充強化、繰り返し被災した事業者への更なる支援強化
- (4) 基礎自治体と連携した治水対策をはじめとする地域の実情を踏まえた災害対応力向上予算の重点的な拡充及び事業所における土地のかさ上げや浸水対策、車両運搬具等動産の一時的避難場所の確保、事業継続計画の策定後等に対する更なる支援措置

II. 商工会議所の経営支援体制の維持・強化

わが国の中小企業・小規模事業者は、雇用の約7割・付加価値額の約5割を占める経済・社会の核心的存在であり、特に小規模事業者は事業者数の8割を超えています。また地方部においては、地域社会や住民の生活を支える小規模事業者が多く存在し、地域活動にも参画する事業者も多く、地域経済社会にとって小規模事業者は欠かせない存在です。しかしながら、小規模事業者数は少子高齢化や人口減少に伴い減少し続けているのが現状です。

国の第3期小規模企業振興基本計画では、地域における小規模事業者の存在意義を認識し、数が減少する中でも、小規模事業者が地域経済社会や産業に与える質的な影響を踏まえた「機能」を育成・維持することは、地方創生の理念に合致するとしています。

現在の日本経済は大きく変化するチャンスを迎えており、デフレ脱却を実現できるか否かの正念場です。この時代の転換点を小規模事業者の「稼ぐ力」を高める好機とし、経営の自走化を進めることが、地域経済の成長発展への好循環へとつながります。しかし、経営資源に乏しい小規模事業者は事業環境変化にぜい弱なため、事業者単独で経営課題へ対応することは極めて困難であることから、商工会議所等の支援機関による伴走支援の重要性と期待は一層高まっています。

しかし一方で、価格高騰・人手不足、最低賃金の引上げ、デジタル化などの経営課題に加え、インボイスや脱炭素、働き方改革等の国家的課題への対応も求められるなど、事業者を取り巻く経営環境は多様化・複雑化しています。これらの課題が重層的に事業者を圧迫するなかで、商工会議所に対する経営相談や経営指導員等の業務が質・量ともに増加しており、支援体制の強化が喫緊の課題とされています。

このような中、福島県では今後の小規模事業者の振興にあたり、従来の「小規模事業者数」に基づく経営指導員等の設置定数基準の見直しに着手いただいております。

つきましては、引き続き商工会議所等と連携いただきながら、地域経済社会の活性化・好循環に欠かすことのできない小規模事業者の支援体制の強化につながる基準への見直しを図り、経営指導員、補助員の維持・強化に取り組むよう強く要望します。

- (1) 商工会議所補助対象職員の設置数の維持・強化に向けた基準の策定並びに十分な予算の確保
- (2) 中小企業診断士等を専門経営指導員として採用する際の助成措置
- (3) 経営指導員の自己啓発に対する助成措置
- (4) 地域特性に応じた独自の経営支援事業に対する助成措置
- (5) 経営支援人材の安定確保と熟練職員の継続雇用の為、県に準じて行う職員定年延長制度導入に必要な職員人件費補助金の拡充
- (6) 経営支援力強化のための事務局長設置要件の緩和

Ⅲ. 中小企業・小規模事業者支援対策の拡充強化

1. 物価・エネルギー高騰対策の推進

長引くロシアによるウクライナ侵攻や円安の影響も重なり、原油や木材、金属、食料品等の原材料及びエネルギー価格が国際的に高騰して高止まりを続け、製造業や建設業、運輸業のみならず小売業、サービス業等あらゆる業種に影響を及ぼしています。

つきましては、中小企業・小規模事業者が地域経済を維持し、安定した事業を継続できるよう次の事項を要望します。

- (1) 経営環境が逼迫している中小企業・小規模事業者の光熱費等固定費の削減や原材料の切り替え、仕入先の再構築等、原油及び原材料高騰への取組みに対する福島県独自の補助金等支援事業の拡充強化
- (2) 電力等エネルギー価格の高騰等の影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する総合的な支援及び原油等価格高騰の影響を緩和するための総合的な対策の迅速かつ的確な実施
- (3) 発注者に対して、価格転嫁の理解促進を図る「パートナーシップ構築宣言」の普及拡大への取組強化と円滑な価格転嫁を実現するための連携強化
- (4) 公共事業受注の際の受注から納品までの期限が長い受注案件について、当初の見積額から値上がりの発生が想定されることから、再見積りを認めるなどの受注側に配慮した負担軽減支援措置の実施

※2. 地方の人口減少に対する人口流出・流入対策の推進

本県では、若者の県外流出と出生数の減少等により人口減少が急激に進んでおり、平成10年の214万人をピークに令和6年10月には174万人と、26年間で約40万人が減少しています。人口減少は一部の大都市圏を除き全国的な傾向で、地方は今後、税収の減少、社会保障費の増加等により、危機的な状況に陥ることが予想されています。

また、地方の中小企業・小規模事業者に深刻な人手不足や需要減少等を招いており、特に顕著な傾向である若者と女性の県外流出に歯止めをかけることが喫緊の課題となっています。つきましては、地方の中小企業・小規模事業者の経営の安定化と地方創生が実現されるよう、人口流出・流入対策として次の事項を要望します。

- (1) 若者や女性に選ばれる魅力ある職場づくりに対する支援策の拡充・強化及び働き手と働く場をつなぐ支援窓口の強化
- (2) 若者が「住みたい、働きたい、戻りたい」と思える魅力あるまちづくりへの支援の拡充・強化
- (3) U I J ターン希望者が安心した生活設計ができるための支援策の拡充・強化

※ 3. 中小企業・小規模事業者の人材確保・育成・定着支援の強化

中小企業・小規模事業者では、特定の業種に留まらず幅広い業種で人手不足が深刻化しています。つきましては、中小企業・小規模事業者において必要な人材の確保・育成・定着が図れるよう次の事項を要望します

- (1) 中小企業・小規模事業者に対する人材確保、育成、定着支援策の拡充強化
- (2) 合同企業説明会の開催等、人材確保に向けた取組み
- (3) 建設業や製造業における熟練技能者（特殊作業職）の技能承継と若年者育成のための支援の強化
- (4) 外国人労働者受入に関する相談窓口の設置等、支援策の拡充・強化
- (5) 健康経営の拡充・推進

4. 最低賃金上昇に伴う人件費高騰に対する支援

物価高騰が続く中で、国は経済界に対して、国民の生活水準を維持するための最低賃金を2030年代に全国加重平均1500円に引き上げることを表明しておりますが、その達成時期は2020年代に前倒しされています。

しかしながら、地方の中小企業・小規模事業者は、国の継続的な賃上げ要請の意図やその必要性については十分理解しつつも、燃料・原材料費の高騰、さらには度重なる大規模な自然災害や十分な価格転嫁が進展しないことなどにより、廃業に追い込まれる等、経営維持に苦慮するなど企業間の業績にはバラツキがあり、賃上げの原資となる収益確保が企業努力だけでは難しい現実に直面しています。

こうした中、福島県においても、県内の中小企業・小規模事業者が賃上げを行った場合、労働者1名あたり3万円を支給する施策が発表されました。このような現場の実情に即した実効性ある支援については、中小企業・小規模事業者にとっては時宜を得た有効な支援策であると考えます。今後も賃金の上昇は続くことが予想されるため、次の事項を要望します。

- (1) 中小企業・小規模事業者に対しての賃上げ支援金制度など、実効性ある補助制度の継続実施
- (2) 労働生産性を向上させるため、業務のデジタル化、DXへの設備投資等や職業訓練などの人材教育への補助制度の創設等、更なる支援強化

5. 制度資金の充実・強化

中小企業・小規模事業者は、人件費、原材料等の高騰による影響等により厳しい経営を強いられています。地域経済を支えている中小企業・小規模事業者の経営環境の悪化が長期化すれば、事業継続が困難となり地域の疲弊が予想されるため、次の事項を要望します。

- (1) 長期低利の融資制度、さらには利子補給措置等、中小企業・小規模事業者に対する制度資金の充実強化
- (2) 「ふくしま復興特別資金」、「伴走支援型特別保証制度」の取扱期限の延長と「SDGs推進企業を対象とした保証制度」の創設

6. インボイス制度に伴う免税事業者の事業継続

インボイス制度の影響は、中小企業・小規模事業者にとって大きく、事務負担は複雑かつ多大となり、特に免税事業者にとっては、取引を失い廃業につながりかねない制度です。

地域経済にとっては、消費税の課税・免税に関わらず大切な事業者であることから、特例期間の延長などにより免税事業者が取引から排除されずに事業を継続できる仕組みを国に対して働きかけていただきますよう要望します。

7. デジタル人材育成事業の拡充

ものづくり産業においてはDX技術導入が進んでいます。センサーやITを活用し生産状況等をリアルタイムで把握する仕組みや、集積された大量のデータを基にした改善活動等がものづくり企業の生産性を高めています。

しかしながら、中小企業・小規模事業者においてはDX技術の導入を図る人材が不足しており、早期の育成が必要です。

そのため、DXに関する人材を教育界と産業界が連携し、高校生の段階から育成するなど取組みの拡充を要望します。

※8. 観光産業等に対する支援施策の拡充

観光は、我が国の力強い経済を取り戻すための極めて重要な成長分野です。経済波及効果の大きい観光は、国内外の観光需要を一層喚起することにより、地域活性化、雇用機会の増大等の効果が期待されます。

つきましては、観光立国を実現し、宿泊観光産業を持続可能な産業とするために、次の事項を要望します。

- (1) ふくしまディステーションキャンペーン期間中に実施する既存事業への支援制度の拡充

- (2) 地方の中小観光業の活性化のため、旅館ホテル、農業者、飲食店、交通、行政等の連携による観光地域づくりの実現や情報発信・プロモーションの実施に対する支援
- (3) 旅行傾向の変化やインバウンドマーケットに対応するための観光業等における設備更新等に対する支援
- (4) 地域観光の中核から現場に至る幅広い人材の確保・育成及び労働生産性向上に対する支援
- (5) 国際会議、国内会議等M I C Eの積極的な誘致及び地方におけるコンベンション開催費補助制度の拡充

1. 霊山ICから福島市内を通り国道115号に至る新たなルートの整備促進

東北中央自動車道は、県北及び相双地域の振興はもとより南東北の振興に極めて大きなインパクトを持つものであり、大きな期待が寄せられておりますが、併せて東北自動車道と連結する道路整備の重要性が高まっております。特に霊山ICから直接国道115号に至るルートが新設されますと東西の連携が強化され相双地区から会津地区へのアクセスが大幅に改善し、相馬港を活用した物流機能や会津地区との観光交流促進に貢献されるほか相双地区から、本県における医療の拠点であり「ふくしま国際医療科学センター」が設置された福島県立医科大学への緊急時のアクセスが大幅に改善されるなど、地域連携への効果が大いに期待されるものであります。

つきましては、東西連携強化のための福島市域における国道115号の新たなルートを整備いただくよう要望いたします。

2. 経営支援体制の維持・強化について

近年の商工会議所に対する経営相談は、税務・金融など従来の相談内容に加え、各種補助金の申請、賃上げや価格転嫁、デジタル化・DX、人手不足、働き方改革、脱炭素経営といった社会環境の変化に伴う新たな経営課題への対応など、内容が多様化・専門化しております。商工会議所ではこれら様々な経営相談に対応するため、他の支援機関との連携や、窓口相談の強化をはじめ、経営発達支援計画に基づく伴走型支援事業など各種施策の実施等を通して、小規模事業者に対する積極的な支援を実施しております。

このような中、福島県では今後の小規模事業者の振興にあたり、従来の「小規模事業者数」に基づく経営指導員等の設置定数基準の見直しに着手いただいております。

つきましては、引き続き商工会議所等と連携いただきながら、地域経済社会の活性化・好循環に欠かすことのできない小規模事業者の支援体制の強化につながる基準への見直しを図り、経営指導員、補助員の維持・強化に取り組むよう強く要望します。

郡山商工会議所

※1. コンベンション主催団体に向けた支援施策の充実について

コンベンション参加者の消費額は一般客の倍以上と言われており、コンベンションの開催は郡山地域のみならず本県にとって極めて重要な産業になっています。

一方、郡山地域で開催されるコンベンション件数はコロナの影響で大きく落ち込んだ後、都市間競争の激化・オンラインシステムの進展など様々な要因により回復に至っておりません。加えて、様々な物価の高騰により、コンベンション主催者は開催に向けた充分なりソースの確保が困難となっており、積極的な誘致活動を展開するためには県の支援施策の充実が欠かせなくなっております。

つきましては、コンベンションの誘致による産業振興のため、次の事項を要望いたします。

- (1) 開催に向けた支援制度の拡充
- (2) 主要駅から会場までの交通アクセス支援
- (3) 広域的エクスカージョンプログラム企画の充実および財源支援

会津若松商工会議所

1. 会津地域への多機能型県営武道館の建設について

平成24年度の中学校学習指導要領の改訂により「武道」が必修化され、武道を通じた精神鍛錬が注目されていますが、会津地域は、会津藩以来の武士道精神が根付いた土地柄であり、現在でも様々な武道が競技レベルから生涯スポーツまで幅広く親しまれています。

こうした点から、本市への県営武道館を提案するものでありますが、その施設整備に当たっては、本市が教育旅行の拠点であること、国による「外客受入地方拠点」の選定を受けていることを勘案し、各種大会での利用に加え、コンベンション利用等、多機能型施設として整備されますよう次の事項について要望いたします。

- (1) 武道館設備については全国レベルの開催が可能な規模とすること
- (2) 国際会議や大規模見本市等のコンベンション機能を持たせること

※2. 会津縦貫道の整備促進について

高規格道路・会津縦貫道のうち、縦貫北道路の喜多方市～会津若松市間（13.1km）は平成27年9月に結ばれ、会津北部の大動脈が全線開通しました。また会津縦貫南道路（会津若松市～南会津町間）は、令和6年3月に4工区の一部である小沼崎バイパスが南道路の区間で初めて開通しています。さらに南北道を結ぶ縦貫北道路4-2工区の若松北バイパスについても令和6年11月に起工式が行われ事業の更なる進展が期待されております。

しかしながら縦貫南道路のうち、会津若松市分・1工区～3工区（若松西バイパス～小沼崎バイパス間）は未着手区間となっており、特に2工区に当たる国道121号は、集落や狭隘箇所を通過するため早急な整備が求められています。

つきましては、会津縦貫道の計画的な整備を進める上でも、特に未着手区間の縦貫南道路2工区について早期事業化を図ることを要望いたします。

3. 霊山ICから福島市内を通り国道115号に至る新たなルートの整備促進

東北中央自動車道は、相双及び県北地区のみならず、会津地区の振興にとりましても大きな期待が寄せられております。相馬港を活用した物流機能や観光交流促進による東西の連携強化には、霊山ICから会津地区につながる国道115号に直接至る新たなルートの新設が重要であります。

つきましては、相双地区から会津地区へのアクセスが大幅に改善されるよう、福島市域における国道115号の新たなルートの整備を要望いたします。

いわき商工会議所

※1. 関係人口の創出と拡大について

いわきFCから生まれる多様なコンテンツ（新スタジアム構想等）は、本市のまちづくりや交流人口の拡大、観光・スポーツ振興に大きな波及効果をもたらし、その効果は県内全域にも広く及ぶものと捉えております。特に、本市が誇る水産ブランドである「常磐もの」や、県全体の誘客施策として展開される「DC」といった強みと結びつけることで、スポーツと食・観光を融合した新たな交流の創出が期待されます。

これらの取組は、人口減少社会と向き合う地方都市において、地域資源を最大限に活かした地方創生の成功モデルとなり得る、極めて重要なプロジェクトであることをご理解いただくとともに、可能な限りのご支援を賜りますようお願いいたします。

2. 小名浜港の機能高度化について

小名浜港沖待ちの滞船料が莫大な金額となっており、ユーザー企業の大きな負担となっております。沖防波堤・第二防波堤の整備促進を国へ働きかけるとともに、港湾荷役の効率化を図り、老朽化した荷役機械・港湾設備の更新をお願いします。

1. 国道 294 号白河バイパスと国道 289 号交差点から以南(白坂地区方面)の早期道路整備促進について

国道 294 号は、昨年の白河バイパス開通により、白河中央スマート IC と国道 289 号が直線で結ばれ、市民生活の利便性向上、病院への迅速な救急搬送、小峰城や南湖公園への観光誘客など、県南地域の経済活動を支え当市の発展に重要な役割を担う基幹道路であります。

しかしながら、バイパス供用後は、通勤時間帯や休日を中心に当該交差点付近で渋滞が発生し、事故や経済活動の遅延が憂慮されるなど安全で円滑な道路交通に支障を来しております。

つきましては、都市計画道路として決定されている国道 294 号白河バイパスと国道 289 号との交差点から以南の白坂地区方面への早期道路整備促進について強く要望いたします。

2. 国道 289 号(国道 294 号交差点～関辺松並地内)の 4 車線化の早期実現について

国道 289 号は、広域的な物流・観光や救急医療輸送等を担う重要な道路であります。朝夕の通勤時間帯や休日には交通量が集中し、特に国道 294 号白河バイパス供用開始後は交通渋滞の発生が著しいことから、円滑な道路交通に支障を来している状況にあります。そのため、抜け道として国の史跡及び名勝に指定されている南湖公園(都市公園・県立自然公園)内の市道南湖線を利用する車が増加しております。しかしながら、南湖公園内市道南湖線においては、本年 12 月から公園内の歩行者の安全確保など公園本来の機能の維持増進を図るため一方通行化が決定されており、今後一層、周辺道路の渋滞激化が懸念されているところです。

つきましては、国道 289 号(国道 294 号交差点～関辺松並地内)の交通安全と渋滞緩和の対策として 4 車線化を早期に実現していただきたく強く要望いたします。

3. 県南地域の救急医療体制の整備拡充について

白河市を含む県南地域においては、第三次救命救急医療機関が存在しないことから、誰もが安心して生活できる地域づくりを推進していくうえで「医療」の充実が重要課題であります。

現在、当地域の三次救急医療は、県南・県中の連携により、太田西ノ内病院を中心とする医療体制が構築されているところでありますが、救急搬送時に医療機関への受け入れに長時間を要するケースが頻繁に発生している状況にあり、重症傷病者の救命率向上へのためには救急医療体制の整備拡充が強く求められます。

つきましては、人命に関わる一刻一秒を争う救急搬送対応について、県南地域の救急医

療体制の更なる充実等が図られますよう、下記の内容について強く要望いたします。

- (1) 傷病者への直接的医療行為が可能となるドクターカー医師の確保とドクターカー導入による出動体制の整備促進について
- (2) 隣接する栃木県の「那須赤十字病院(大田原市)」を新たなドクターヘリ基地病院とするための協力など県の枠を超えた医療圏の広域連携体制の構築について

※4. 地域内人材確保対策及び若者還流対策への予算措置について

当地域では、若者の人口減少に加え、新規高等学校卒業者の市外大学等への進学による若年人口の流出も続いております。一方で、企業側の採用ニーズも年々高まりをみせ、業種を問わず人手不足が一層厳しさを増しております。労働力不足は、将来の地域経済活動に重大な支障を来し、ひいては地域の持続的発展を困難にすることが非常に憂慮されます。

こうした中、当地域では、当所と県南地域 11 商工会で組織する実行委員会により、若者の地元企業への就職促進と地元企業の労働力確保を目的として、県南地域の高校 2 年生を対象に「地元企業説明会」を平成 30 年度から毎年開催しており、当該説明会への参加企業数は年々増加傾向にあり、地元若者の人材確保に向けた取り組みの継続・拡充が益々重要になっております。

また、令和 5 年度からは LINE 公式アカウント「エールしらかわ」を開設し、県外等へ進学した学生やその保護者とのつながりを構築するとともに、地元企業の PR や就職情報など有益な情報を定期的に配信する取り組みや学生意識調査等を実施しております。

現在の LINE 登録者数は 1,151 人と年々増加しており、地元出身の大学生等との関係をさらに強化し、「若者の地元還流」を目指しております。これらの事業の運営財源として、県当局の地域創生総合支援事業(サポート事業)を活用しており、新たな取り組みを加えることで継続的にご支援をいただいていることに深く感謝申し上げます。

しかしながら、本事業の主要な財源であるサポート事業の支援期間は時限的であるため、支援終了後の事業継続が大きな課題となっております。

つきましては、地域で取り組む人材確保対策及び若者還流対策について、県当局の重点政策として恒常的な支援措置を講じていただきたく強く要望いたします。

1. 事業所存続のための事業環境の整備

管内商工業者は、自然災害の増加や物価高騰などの問題に加え、ALPS 処理水の海洋放出、中間貯蔵施設にある土壌の県外最終処分、廃炉へ向けた作業の継続など原発事故に起因する問題が長期に渡って継続し、事業者の経営環境は大きな変化が続くと想定されます。つきましては、商工業者が変化に対応し事業継続できるよう、次の項目を要望致します。

- (1) 事業者の事業・生業の再建に向けた補助制度・融資制度などの支援制度の継続
- (2) 福島イノベーション・コースト構想の啓蒙並びに波及効果を拡大する施策の推進
- (3) 相双地域に所在する商工業者に対する廃炉に関する受注促進及び交流人口増加に対する支援

2. 浜通り交通網の充実

国並びに福島県が強力に推進している福島イノベーション・コースト構想により、各拠点や関連施設の整備が進展し立地企業の進出が実現しており、今後も新たな企業、研究機関、大学等の進出が期待されております。このような状況において、県内の地域と地域とを結ぶ幹線道路を整備することは非常に重要であり、同構想の促進と県内全体の産業振興に大きく寄与するものと考えます。

つきましては、福島イノベーション・コースト構想及び福島国際研究教育機構 (F-REI) の立地による産業振興を円滑に推進し、南相馬市を含めた相双地域全体の復興を促進するため、次の項目を要望いたします。

- (1) 常磐自動車道の早期全線 4 車線化
- (2) 国道 6 号線の 4 車線化
- (3) 相双地域と県中地域とを結ぶ幹線道路の更なる整備促進
- (4) J R 常磐線の利便性向上への働きかけ
 - ① 首都圏～相双地域を結ぶ特急の増便並びに高速化
 - ② 仙台圏～相双地域を結ぶ急行等の運行
 - ③ 首都圏エリアと仙台エリアを跨いだ I C カードの利用
- (5) 相双地域と県北及び会津地域とを結ぶ、東北中央自動車道の霊山 I C から福島市内を通り国道 115 号に至る新たなルートの整備促進

3. ALPS 処理水の海洋放出を背景とした風評被害対策

ALPS 処理水の海洋放出が開始され、1 年が経過し、関係機関の尽力もあって現在のところは管内において大きな混乱は起きていないものの、今後の影響について未だ懸念を払拭することができません。

については、ALPS処理水の処分水の処分に関する安全と安心が確保され、福島県の復興が円滑に進められるよう、次の項目を要望いたします。

- (1) 海洋放出に起因する被災地域へのマイナスイメージの抑制
- (2) 国内外における影響と食品の安全性について正しい情報発信の強化
- (3) 風評被害が発生した場合の明確な基準に基づいた公正・公平な賠償制度の実施
- (4) 風評被害の推認として活用する市場統計データを具体的に示し、個別の被害実態に沿った形での適切な賠償の実施

会津喜多方商工会議所

1. 国道121号（喜多方～米沢間）の高規格道路整備促進について

令和4年8月の豪雨災害では、国道121号大峠トンネル付近において、河川の氾濫、土砂崩れにより道路全幅崩落区間が複数ヵ所発生し、社会生活に様々な影響がありました。現在は、国の権限代行による応急復旧で片側交互通行が可能となっておりますが、一刻も早い全面復旧が求められているところであります。

当該道路は山形県と福島県を結ぶ緊急輸送道路としての安全性も懸念されることから、災害に強い交通ネットワークを確保し、さらには両県の観光、物流等の往来をより活性化させるために、国道121号（米沢～喜多方間）高規格道路整備実現同盟会が設立されております。

つきましては、国道121号（喜多方～米沢間）の高規格化の早期実現を国に働きかけ賜りますよう要望いたします。

2. 福島県産小麦「夏黄金」の早期普及への支援について

本県は喜多方ラーメンや白河ラーメンなど地域性を活かしたご当地ラーメンが多く存在していることに加え、昨今のラーメンブームやインバウンドによるラーメン指向の高まりから、ラーメンは本県における観光誘客にとって重要なコンテンツといえます。

このような中、2019年に品種登録をされた小麦「夏黄金」は、ラーメンのみならずパンや菓子等の食品加工に適性があり、地域ブランドの差別化や地産地消の促進につながる可能性が高いといえます。このような中、福島県においては令和7年2月に「夏黄金」が奨励品種登録され、本市においても作付けが進んでおります。

つきましては、福島県における小麦の地産地消による差別化を推進するためにも「夏黄金」の一般への早期普及に取り組まれますよう要望いたします。

3. 霊山 I C から福島市内を通り国道 115 号に至る新たなルートの整備促進

東北中央自動車道は、相双及び県北地区のみならず、会津地区の振興にとりましても大きな期待が寄せられております。相馬港を活用した物流機能や観光交流促進による東西の連携強化には、霊山 I C から会津地区につながる国道 115 号に直接至る新たなルートの新設が重要であります。

つきましては、相双地区から会津地区へのアクセスが大幅に改善されるよう、福島市域における国道 115 号の新たなルートの整備を要望いたします。

相馬商工会議所

1. 相馬福島道路から主要施設までのアクセス道の整備促進について

一般国道 115 号は相馬福島道路と一体となり中通り・会津地方を結ぶ重要な幹線道路として、新たな物流、広域観光による交流人口の拡大に大きな期待を寄せております。

一方、東北中央道相馬福島道路の整備により、相馬から山形方面など地域のアクセスは大きく改善されたものの、緊急時における相双医療圏北部から本県の救急医療拠点である福島県立医科大学附属病院へのアクセスは、十分とは言えない状況にあります。

また、相馬 I C から相馬港へのアクセスについても一部 4 車線化されておらず、物流増加に即応した環境に対応できておりません。

については、相馬地方の振興と当地域に暮らす人々の安全・安心な通行の確保やストック効果による広域的連携を推し進めるため、以下について関係機関に対し働きかけ下さるよう強く要望いたします。

- (1) 相馬福島道路霊山 I C から救急医療拠点である「福島県立医科大学附属病院」及び会津地域とを結ぶ国道 115 号に直接至る新たなルートの整備促進を図ること
- (2) 国道 115 号相馬南バイパスの県道相馬新地線から一般国道 6 号区間の早期 4 車線化に着手すること
- (3) 沿岸部の相馬地方から山形県内陸部の交流を促進させるため、東北中央自動車道桑折 J C T ～福島 J C T 間の高速道路料金の無料化を図ること

2. 常磐自動車道（広野 I C ～山元 I C 間）の早期全線 4 車線化について

常磐自動車道は、太平洋沿岸で首都圏と福島県浜通り・仙台圏の南北を結ぶ大動脈です。

さらに全開通した相馬福島道路との連結により縦横の高速道路網が整備され、物流や観光などによる交流人口の拡大など、地域経済の活性化が大きく期待されるところです。

つきましては、渋滞緩和や緊急時の安全性の向上を図り、輸送力を強化するため、広野 I C ～山元 I C 間の一日も早い全線 4 車線化の整備促進について、関係機関に対し働きか

させていただきますよう要望いたします。

- (1) 「高速道路における安全・安心基本計画」で優先整備区間として位置づけられている浪江 IC～山元 IC 間について、未事業化区間の早期事業化と事業中区間の早期着工
- (2) 「高速道路における安全・安心基本計画」で優先整備区間として位置づけられていない広野 IC～浪江 IC 間について、優先整備区間への格上げ

3. JR 常磐線相馬駅の東改札口設置並びに観光臨時列車の運行について

相馬市は、「相馬野馬追」や「相馬民謡」に象徴される歴史と文化を育んできた城下町です。しかし近年は、人口減少の加速や経営者の高齢化・後継者不足、さらに震災以降の自然災害やコロナ禍の影響が重なり、廃業が増えるなど地域経済の縮小が深刻化しています。

当所では、地域文化を支えてきた商店街の再生に向け、行政・関係機関と連携し交流人口の拡大に取り組んでおりますが、地域の活力を維持するためには、来訪者を呼び込むための基盤整備とソフト施策の強化が不可欠です。

つきましては、相馬市の玄関口の利便性向上と観光誘客の促進に向け、下記事項について県として関係機関への働きかけを賜りますよう強く要望いたします。

- (1) JR 常磐線「相馬駅」への東改札口の早期設置
- (2) 観光需要の創出につながる「観光臨時列車」の運行

4. ALPS 処理水海洋放出に関する政府・東京電力への要望について

管内事業者は、東日本大震災以降、長年にわたり復旧・復興に向けて懸命に取り組んでまいりました。しかし、令和3年・4年の度重なる地震により再び甚大な被害を受け、いまなお施設復旧の途上にある事業者も存在します。

こうした中で積み重ねてきた努力が損なわれることなく、地域が将来に希望を持てるよう、ALPS 処理水の海洋放出に関し、下記の事項について関係機関への働きかけを強く要望いたします。

- (1) 国は、国内外の理解促進に向け、科学的根拠に基づく分かりやすく継続的な情報発信を行うこと。
- (2) 風評の発生を未然に防ぐため、あらゆる手立てを講じ、影響を最小限に抑えること。
- (3) 万一風評被害が発生した際には、東京電力が国の責任の下、漁業者だけでなく仲買・加工業者・宿泊業・土産店など関連業種にも迅速かつ適切な賠償を行うこと。
- (4) 賠償にあたっては、市町村境界などの形式的な線引きを行わず、実際の被害実態に即した柔軟な判断を行うこと。

1. 福島・台湾便定期就航に伴う本市観光振興に向けた市街地経由の2次交通アクセスの整備等について

昨年1月から福島空港と台湾を結ぶ定期チャーター便が週2回運航しており、市内への台湾からの観光客も一部見受けられるようになっております。当会議所におきましても、近年の旅行スタイルが単なる観光から「体験・経験」を目的としたスタイルへトレンドが移行している現状を踏まえ、昨年9月に市や関係者による「須賀川商工会議所インバウンド体験型観光推進協議会」を設置し、県の補助制度(福島県インバウンド誘客強化支援事業補助金)を活用しながら、台湾等からの個人旅行や家族旅行等の小グループをターゲットとした、地元の伝統文化を体験できる「体験型観光ツアー」を構築し、OTA(オンライン・トラベル・エージェンツ)を通じた観光商品を販売しており、これまでに複数組の申込を受け、豊文化や染物文化等を体験していただいております。また、本年6月からは市内の震災復興施設と特撮関連施設を新たな観光資源とし、「震災まちなか復興&特撮ツアーリズム」を企画・運営しております。

さらに、福島空港にはウルトラマン立像やジオラマ等が常設展示され、本市の市街地の通りには、ウルトラヒーローや怪獣のモニュメントが数多く設置されているとともに、まちなかには本市出身で特撮の神様と称される円谷英二監督を顕彰する「円谷英二ミュージアム」や、市街地縁辺部には貴重な特撮資料が収集、保存され一部公開されている「特撮アーカイブセンター」もあり、空港利用者への「特撮」を観光資源とした地域活性化にも期待しているところでありますが、空港とまちなかを結ぶ二次交通アクセスが脆弱な状況にあります。

つきましては、空港の発着に合わせた空港から市街地を経由する2次交通アクセスの整備や、道路標識・各種案内板等への外国語表示等の整備を進めていただくよう要望いたします。

2. 経営支援体制の強化について

近年の商工会議所に対する経営相談内容は、多様化、専門化しており、経営指導員の経営相談や訪問指導に対応する時間、労力が年々増加し、事業者に寄り添った伴走型支援を継続するうえで限界が生じております。地域の中小・小規模事業者は、地域の雇用を担い、地域住民の生活と地域経済の安定化を図るうえで必要不可欠な存在であり、地域の中小・小規模事業者の「身近な経営パートナー」である商工会議所の役割・責務は益々重要になるものと認識しております。

こうした中、国においては、本年3月に策定した「小規模企業振興基本計画(第Ⅲ期)」において、地方公共団体に対し商工会・商工会議所の経営支援体制に対する支援強化が明

確に求められており、現在、県におきましても経営指導員等の設置基準の見直しに着手されているところでもあります。

つきましては、この設置基準の見直しにあたりましては、経営指導員の業務内容等を十分に把握していただき、経営指導員の実態を踏まえた基準や制度を整備していただくよう要望いたします。

二本松商工会議所

1. 安達太良山登山道の整備について

福島県を代表する日本百名山の安達太良山は、5市町村（二本松市、福島市、郡山市、猪苗代町、大玉村）に7つの登山口を有し、四季折々の自然が織りなす風景を堪能でき、初級者から上級者まで幅広い層の登山者や家族連れなどが気軽にトレッキングを楽しめる場として、年間約10万人が訪れています。近年は、外国人の登山者も多く見られるようになりました。

しかしながら、メインの登山ルートである奥岳登山口からの登山道については、以前に整備いただいた木道や階段もありますが、薬師岳から仙女平の先までの区間については、洗堀や流出等により、特に損傷が激しく、大変危険な状態となっております。ここ数年は一部補修いただいた箇所もありますが、部分補修では安全を確保できていない状況です。現在、くろがね小屋の建替も進められており、完成すればなお一層の登山者が訪れることが想定できます。安達太良山は福島県を代表する観光資源であり、ほんとの空の知名度や登山、トレッキングを安全に楽しめる環境整備が必要です。そのため、奥岳登山口の薬師岳から仙女平の先までの区間について、現況の荒廃状況や危険性を鑑み、部分補修ではなく、全面的に整備することを要望いたします。

2. 県道岳温泉線の歩道整備について

県道岳温泉線につきましては、岳温泉街と安達太良山の奥岳登山口・あだたら高原スキー場を結ぶ道路で、地域の観光産業にとって重要な路線となっております。特に、岳温泉街から国際協力機構 二本松青年海外協力隊訓練所（JICA二本松）までの約1,300m区間においては、急カーブ及び急こう配、狭隘箇所が多数あるにもかかわらず、歩道が設置されていない状況です。当該区間は、近年の登山ブームに伴い、多くの外国人登山客や女性登山客が徒歩で通行している一方、県外ドライバーの車両も多く見られ、双方にとって大変危険な状況になっています。

また、JICA二本松では、年間約210日間の合宿訓練が実施されており、訓練生が参加するフィールドワークや温泉街への移動は、昼夜を問わず徒歩で行われているうえ、冬季間は除雪の影響もあり車道を歩かざるを得ない状況となっております。

こうした中で、令和7年2月には、車両8台が絡む大規模な事故が発生し、JICA二本松関係者やスキーイベント参加者、観光客等、多くの方が巻き込まれ、5時間にわたり通行止めとなりました。幸い、歩行者はおりませんでしたが、地域の商工関係者にも大きな影響を及ぼしたところです。

つきましては、全国各地から集まる観光客やJICA訓練生並びに地域住民の安全確保を図るため、岳温泉街からJICA二本松までの歩道未整備区間について、早期の歩道整備を行うことを強く要望いたします。